

り災(届出)証明申請書

各務原市長 宛

申請日	年 月 日			◎太枠内をご記入ください	
申請者 (窓口にくられた方)	住所				
	氏名		電話		
	り災者との関係(※)	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯の親族 <input type="checkbox"/> その他()			
り災者 (り災(届出)証明が必要な方)	住所				
	氏名				
り災場所	各務原市				
り災住家等	<input type="checkbox"/> 家屋(<input type="checkbox"/> 住家(<input type="checkbox"/> 持家 / <input type="checkbox"/> 借家)、 <input type="checkbox"/> 事務所、 <input type="checkbox"/> 店舗、 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 家屋以外の不動産 _____ <input type="checkbox"/> 動産 _____				
り災者とり災住家等の関係	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> 借家人 <input type="checkbox"/> その他()				
り災日・理由	年 月 日の (例)令和〇〇年〇〇月〇〇日の台風第〇〇号の豪雨				
被害状況					
証明必要数	通	提出先		使用目的	
<input type="checkbox"/> 自己判定方式を希望し、「準半壊に至らない(一部損壊)」という結果に同意します。 ※自己判定方式に同意いただいた場合、持参いただいた写真による被害認定を行い、職員による家屋の被害調査は行いません。ただし、被害が一定以上に大きいと判断した場合は、現地調査にお伺いいたします。 家屋以外の不動産、動産は被害状況の記載のみとなります。					

※本人もしくは同一世帯の親族以外の方が申請者の場合は、下記の委任状にご記入ください。

委 任 状		
代理人 (申請者)	住所	
	氏名	
上記の者を代理人と定め、り災(届出)証明申請書の申請等に係る一切の手続きを委任します。 年 月 日 委任者 住 所 _____ 氏 名 _____		
(印)		

＜記入上の留意点＞

- ①証明書には、り災証明書とり災届出証明書の2種類があります。
り災証明書は、災害により被害を受けた家屋（住家、事務所、店舗等）について「被害の程度」を証明する書面です。なお、門扉、塀、車庫等、家屋でない構造物、付帯設備は証明の対象外となります。
- り災届出証明書は、災害により家屋以外の不動産又は動産（家財や自動車など）に被害を生じた旨の届出がなされたことを証明する書面です。
- ②申請者は、申請時に本人であることが確認できるものを提示してください。
- ③代理人の場合は、委任状を提出し申請時に代理人本人であることが確認できるものを提示してください。
ただし、代理人が申請者の同一世帯の親族である場合は、委任状は不要です。
- ④「り災場所」欄には、被害のあった建物の住所を記入してください。また、アパートなどの建物名称等も記入してください。
- ⑤「り災住家等」欄には、該当する項目にレ点を記入してください。
家屋以外の不動産及び動産の場合は、り災物件を具体的に記入してください。
- ⑥「申請者とり災住家等の関係」欄には、該当する項目にレ点を記入してください。
- ⑦「り災日・理由」欄には、り災又はり災したと思われる日付及び理由について、次の例示のように記入してください。
なお、火災は対象外となります。
例1 「令和〇〇年〇〇月〇〇日に発生した地震」による
例2 「令和〇〇年〇〇月〇〇日の台風第〇〇号の豪雨」による
- ⑧「被害状況」欄には、被災した内容をできる限り詳細かつ具体的に記入してください。
例1 「大雨による増水で〇〇丁目一帯が浸水し、床上〇〇cm浸水した。」
例2 「地震により住宅の1階部分がつぶれて使用不能になった。」
なお、住家の場合には、母屋を中心に記入してください。
- ⑨「証明書必要数」欄には、り災（届出）証明書の必要枚数を記入してください。
- ⑩「提出先」欄には、り災（届出）証明書の提出先名称等を記入してください。
- ⑪「使用目的」欄には、り災（届出）証明書を使用する目的（公的支援、税の減免など）を記入してください。
- ※「一部損壊（損害割合10%未満）」とは、家屋の被害割合が10%未満のものをいい、例えば、以下のいずれの損害も生じていない場合などです。

部位	損傷
屋根	・棟瓦以外の瓦もずれが著しい。 ・金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 ・屋上仕上面に破断、不陸、亀裂、剥落が見られる。 ・飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。
外壁	・仕上材が脱落している。 ・釘の浮き上がり、ボードの破損、脱落が見られる。 ・飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。
建具	・ガラスが破損している。 ・ドアが破壊されている。